

○財務省告示第三百二十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年九月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第五百

二 発行の根拠 十四回）

三 法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三

四 法律及びそ 十四号）第四条第一項及び特別

五 法律第二十三号）第四十六条第

六 法律第二十三号）第四十六条第

七 法律第二十三号）第四十六条第

八 法律第二十三号）第四十六条第

九 法律第二十三号）第四十六条第

十 法律第二十三号）第四十六条第

十一 法律第二十三号）第四十六条第

十二 法律第二十三号）第四十六条第

十三 法律第二十三号）第四十六条第

十四 法律第二十三号）第四十六条第

十五 法律第二十三号）第四十六条第

十六 法律第二十三号）第四十六条第

十七 法律第二十三号）第四十六条第

十八 法律第二十三号）第四十六条第

十九 法律第二十三号）第四十六条第

二十 法律第二十三号）第四十六条第

二十一 法律第二十三号）第四十六条第

二十二 法律第二十三号）第四十六条第

二十三 法律第二十三号）第四十六条第

五 募入決定の
方法

振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）

八 最 行 争
 額 低 入
 振 替 単 位
 五 万 円

十 一 一 行 行
 格 競 争 格 日

額 上 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 十 銭
 以 上 の 所 ぞ れ の 応 募 価 格
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 五 十 七

十 二 行 争 非 者 特 国 入 価 発
 利 行 争 非 者 特 国 入 価 発
 過 入 札 発 行 行
 子 率 札 競 競 I 加 場 行 争 格 日

年 一 ・ 二 パ ー セ ン ト
 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は
 払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 に 規
 定 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 に 規
 定 する 期 日 に 払 い 込 む も の と す

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{12}{100} \times \frac{4}{365}}$$

十 四 初 期 利 子

平 成 二 十 八 年 三 月 二 十 日 を 支 払
 期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
 た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
 は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
 下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
 規 定 する 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.2 \times 1}{100 \times 2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十七年九月二十四日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成四十七年九月二十日	後第二期の利子
					毎年の三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する